

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	国民健康保険税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	国民健康保険事業の一部として国民健康保険税を世帯主から徴収するため、賦課の本算定日における決定した当初保険税額通知書を世帯主あてに送付する。また、資格期間又は所得額等に変更が生じた場合は、保険税額を再計算して世帯主あてに通知書を送付する。 この保険税額の算定等にあたり、所得金額等を把握するために所得資産情報を管理するとともに、算定した保険税情報を管理する。
③システムの名称	国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番24、44 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号 別表 項番24、44 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表項番48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・健康部 保険年金課 国民健康保険係
②所属長の役職名	こども・健康部保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 こども・健康部 保険年金課 国民健康保険係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-0283
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	朝霞市側のシステムにおいて、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については、自動応答不可フラグを設定している。 また、マイナンバー登録事務は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守していること等から、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
平成28年8月2日	公表日	平成27年3月26日	平成28年8月2日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成29年4月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険事業に要する費用を世帯主から国民健康保険税として徴収するため、賦課の本算定日における決定した当初保険税額を徴収するため世帯主あてに通知する。また資格期間又は所得額等に変更が生じた場合は、保険税額を再計算して世帯主あてに通知する。この保険税額の算定等にあたり、所得金額及び資産額を把握するために所得試算情報を管理するとともに、算定した保険税情報を管理し、また、国庫補助等の算定をする。	国民健康保険事業の一部として国民健康保険税を世帯主から徴収するため、賦課の本算定日における決定した当初保険税通知書を世帯主あてに送付する。また資格期間又は所得額等に変更が生じた場合は、保険税額を再計算して世帯主あてに通知書を送付する。この保険税額の算定等にあたり、所得金額等を把握するために所得資産情報を管理するとともに、算定した保険税情報を管理する。	事後	概要の見直しによる修正
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 第27項、第42項、第44項、第45項、第46項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条8号、第25条6号及び7号イ、第26条	番号法第19条7号 別表第二 項番27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	法令の見直しによる修正
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 第16項、第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条6号	番号法第9条第1項 別表第一 項番16、30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条	事後	法令等の見直しによる修正
平成29年4月1日	公表日	平成28年8月2日	平成29年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	朝霞市 健康づくり部 保険年金課 国民健康 保険係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048－ 463－0283	朝霞市 こども・健康部 保険年金課 国民健康 保険係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048－ 463－0283	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ① 部署	健康づくり部 保険年金課 国民健康保険係	こども・健康部 保険年金課 国民健康保険係	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	保険年金課 神頭 勇	こども・健康部参事兼保険年金課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	こども・健康部参事兼保険年金課長	こども・健康部保険年金課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和3年9月1日	公表日	令和3年4月1日	2021/9/1	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 項番27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第20条	番号法第19条8号 別表第二 項番27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第20条	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年9月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載 項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16、30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条	番号法第9条第1項 別表 項番24、44 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条	事後	法令の見直しによる修正
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二 項番27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	番号法第19条8号 別表 項番24、44 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令 第2条表項番48	事後	法令の見直しによる修正
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IVリスク対策 6. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年4月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられ	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	—	十分である	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	朝霞市側のシステムにおいて、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については、自動応答不可フラグを設定している。 また、マイナンバー登録事務は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守していること等から、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。